

第四次栗東市都市計画マスタープラン及び栗東駅周辺まちづくり基本方針の見直しについて

◇第四次栗東市都市計画マスタープラン（令和 2 年 8 月策定・目標年次：令和 12 年）

1. 計画の目的等

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものであり、市町村における都市計画の総合的な指針として、まちづくりの将来目標や土地利用、都市施設の整備方針等を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針や実現に向けての推進方策を定めるものです。

令和 2 年 8 月の策定から約 5 年が経過し、計画期間の中間期にあたり、前期の取り組みの評価・検証を行うと共に、上位計画である第六次栗東市総合計画等の改定が行われたため、中間評価の結果や関連計画等との整合を図りながら、現行計画の一部改定を前提に中間見直しを行う。

2. 計画の位置づけ

都市計画法第 18 条の 2 に市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めることが規定されている。

3. 策定体制（策定方法）

- ・ 庁内会議
- ・ 都市計画審議会
- ・ アンケート調査
- ・ パブリックコメント

4. 見直しの概要

- ・ 前期における進捗状況の確認
- ・ 前期の取り組みの評価・検証の実施
- ・ 上位計画等関連計画の整理
- ・ 方針や施策、事業の取組状況の評価・検証を踏まえた見直し

5. 策定に向けたスケジュール（案）

時期	内容
令和 7 年 5 月 2 9 日	第 5 6 回 都市計画審議会
令和 7 年 8 月～令和 9 年 2 月	都市計画審議会（必要に応じて）
令和 7 年 8 月～1 1 月	アンケート調査
令和 7 年 8 月～令和 9 年 1 月	庁内会議（随時開催）
令和 8 年 1 2 月～令和 9 年 1 月	パブリックコメント
令和 9 年 3 月	都市計画マスタープランの改定（成案化・公表）

※公募型プロポーザル方式の提案により実施するため、上記内容について追加・変更となる場合があります。

第四次栗東市都市計画マスタープラン及び栗東駅周辺まちづくり基本方針の見直しについて

◇栗東駅周辺まちづくり基本方針（平成 26 年 10 月策定）

1. 計画の目的等

栗東駅周辺まちづくり基本方針については、栗東駅東口公共用地の有効活用の方策を含む栗東駅周辺におけるまちづくり方針を取りまとめたものです。

平成 26 年 10 月の策定から 10 年が経過していることから、今後の方向性を再度検討し、“栗東駅ならでは”のまちづくりを推進するため、第四次栗東市都市計画マスタープランの中間見直しと第六次栗東市総合計画等の改定との整合を図りながら、現行方針の見直しを行う。

2. 計画の位置づけ

栗東駅周辺まちづくり基本方針は、上位計画である総合計画及び都市計画マスタープランに即すと共に、市の関連する各種計画と連携する。

3. 策定体制（策定方法）

- ・ 庁内会議
- ・ 都市計画審議会
- ・ アンケート調査
- ・ パブリックコメント

4. 見直しの概要

- ・ 栗東駅周辺の現状と課題の整理（ニーズ等の把握含む）
- ・ 目標、コンセプトの整理
- ・ 方向性の提案（事例等含む）、実現の可能性の検討
- ・ 検討結果を踏まえた見直し

5. 策定に向けたスケジュール（案）

時期	内容
令和 7 年 5 月 29 日	第 56 回 都市計画審議会
令和 7 年 8 月～令和 9 年 2 月	都市計画審議会（必要に応じて）
令和 7 年 8 月～11 月	アンケート調査
令和 7 年 8 月～令和 9 年 1 月	庁内会議（随時開催）
令和 8 年 12 月～令和 9 年 1 月	パブリックコメント
令和 9 年 3 月	栗東駅周辺まちづくり基本方針の見直し（公表）

※公募型プロポーザル方式の提案により実施するため、上記内容について追加・変更となる場合があります。